

1. PL法の考え方

以前こんにゃくゼリーで幼児が窒息死するという事件が何件も発生した。このような製品による事故が発生した場合に被害者の救済を図りやすくするのが製造物責任（Product Liability = PL）法である。

このような事故が発生した場合、PL法においては被害者側は製品の欠陥を立証すれば事故に対する損害賠償を請求することができる。こんにゃくゼリーの例でいえば、形をすごく大きく、あるいは小さくして幼児の喉につまらないようになっていれば事故は防げたはずである。だとすると、形がそうでなかった点でこの製品には欠陥があったと言える。あるいは、こんにゃくゼリーのパッケージにたとえば「こんにゃくゼリーを喉につまらせることがありますので、お子様にゼリーを与える場合にはゼリーを小さく砕いて与えてください」というような注意書きがあれば、やはり事故は防げたはずで、このような注意書きがなかったことをもって製品に欠陥があったということもできる。

PL法は製品の欠陥を責任の要件とするもので、欠陥というのは結果から判断するものだと言える。つまり、悪い結果が生じれば、その製品には欠陥があるということになる。

それでは、従来はどうであったのか。これまではこのような製品の事故が発生した場合には、民法709条によって責任を追及することになっていた。民法709条は、過失によって損害を与えた場合には、その損害を賠償するという条文であり、被害者側は相手の過失を立証しなければならない。この過失という要件は、プロセスを問題とするものと言える。こんにゃくゼリーでいうと、ゼリーの形をデザインする過程において、ミスがあったのでこんな形のゼリーになってしまった（たとえば、ゼリーの開発担当者が実験を十分に行わなかった）という事実を立証しなければならないことになる。

しかし、このようなプロセスを立証していくのはなかなかむずかしい。これに対して、製品の欠陥を立証するのは容易である。こうして、立証の困難な「過失」の要件を立証の容易な「欠陥」の要件に変えることによって、被害者の救済を図りやすくしたのがPL法のコンセプトといえる。

しばしばPL法は欠陥品に関する法律であると誤解している人が多い。たとえばCDプレーヤーを買って調子が悪いとPL法によって修理や交換を請求することができるという誤解している人がいる。しかし、前述のように、PL法は製品の安全に関するものなので、欠陥品であるというだけではPL法は適用されない。その欠陥品によって何らかの事故なり損害が発生したということが必要である。

わが国のPL法は、1994年6月に国会を通過し、95年7月から施行されている。PL法を生み出したアメリカでは60年代にPL法の考え方が誕生している。その後、85年からヨーロッパに広がり、現在ではヨーロッパのほとんどの国はもとより、中国やフィリピン、ロシア、オーストラリア、ブラジルなどもPL法を作っている。PL法は法律の世界のトレンドであり、日本も遅ればせながらこの流れにのったということになる。

なぜこのようなトレンドが生まれてきたのか。それは消費者保護の政策にある。アメリカは戦場になることもなく第2次世界大戦の戦勝国となって、戦後大いに潤った。まず企業が豊かになり、国家も豊かになった。次は消費者の番である。そこで、アメリカでは60年代、ちょうどケネディ大統領の時代あたりから消費者の保護ということが強く叫ばれるようになった。消費者が豊かにならないことには社会の発展もあり得ないと、消費者保護が重要視されるようになったわけである。

そういう流れの中において、さまざまな形で消費者保護が図られることになったが、消費者保護のいわば製品安全版がこのPL法だと言える。わが国も高度成長時代を経て、国家が豊かになった昭和40年代半ばに消費者保護基本法が制定され、そのあたりから消費者保護の政策が取られるようになり、ようやくPL法も誕生した。

2. PL法の周辺

次に、PL法が誕生したことによって、実際どのように消費者保護が図られているのかをみよう。

製品による事故を防止するには、ユーザーに事故防止の情報を提供することがきわめて大切である。たとえば、なべやかんの取っ手が取れて、ヤケドする事故が毎年必ず発生している。なべやかんをかけるときの火が強すぎたり、コンロに置く位置が中心からずれていると火が取っ手にあたり、その熱でネジが緩み、取っ手がはずれる。

そのことをユーザーに伝えていれば、少なからずユーザーは正しい使い方をして取っ手を緩ませる事態を防止することができるはずだし、普段から取っ手の緩みをチェックすることによって取っ手はずれてヤケドをするという事態も防ぐことができるはずである。

わが国においては、従来このような情報が製品にラベルを貼って表示されたり、取扱説明書に表示されるということは少なかった。しかし、PL法成立を